

令和8年4月1日

山陰水処理株式会社 行動計画

(次世代育成支援対策支援法)

社員がその能力を発揮し、ワークライフバランスの調和とキャリア形成を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業後、職場復帰をしやすいするための制度を設け、男性・女性問わず育児・介護休業を含む支援制度を取得しやすい職場環境を目指す

<対策>

- 令和8年4月～ 育児・介護休業取得時の職場課題を抽出する
- 令和8年5月～ 育児・介護休業取得中及び復帰時の支援体制を明確にする
- 令和8年5月～ 職場課題抽出結果をもとに、業務改革について計画を立て実行する

目標2：年次有給休暇の取得促進による職場環境と家庭生活のワークライフバランスの調和のための雇用環境整備を行う。
年次有給休暇の平均取得日数を10日以上とする

<対策>

- 令和8年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和8年5月～ 計画的な取得に向けて、従業員との調整を行う
- 令和8年5月～ 年次有給休暇の取得状況を定期的に確認し、取得促進を図る